■判定業務の標準的な流れ

フ ロ ー	日本建築総合試験所 構造判定センター	様式
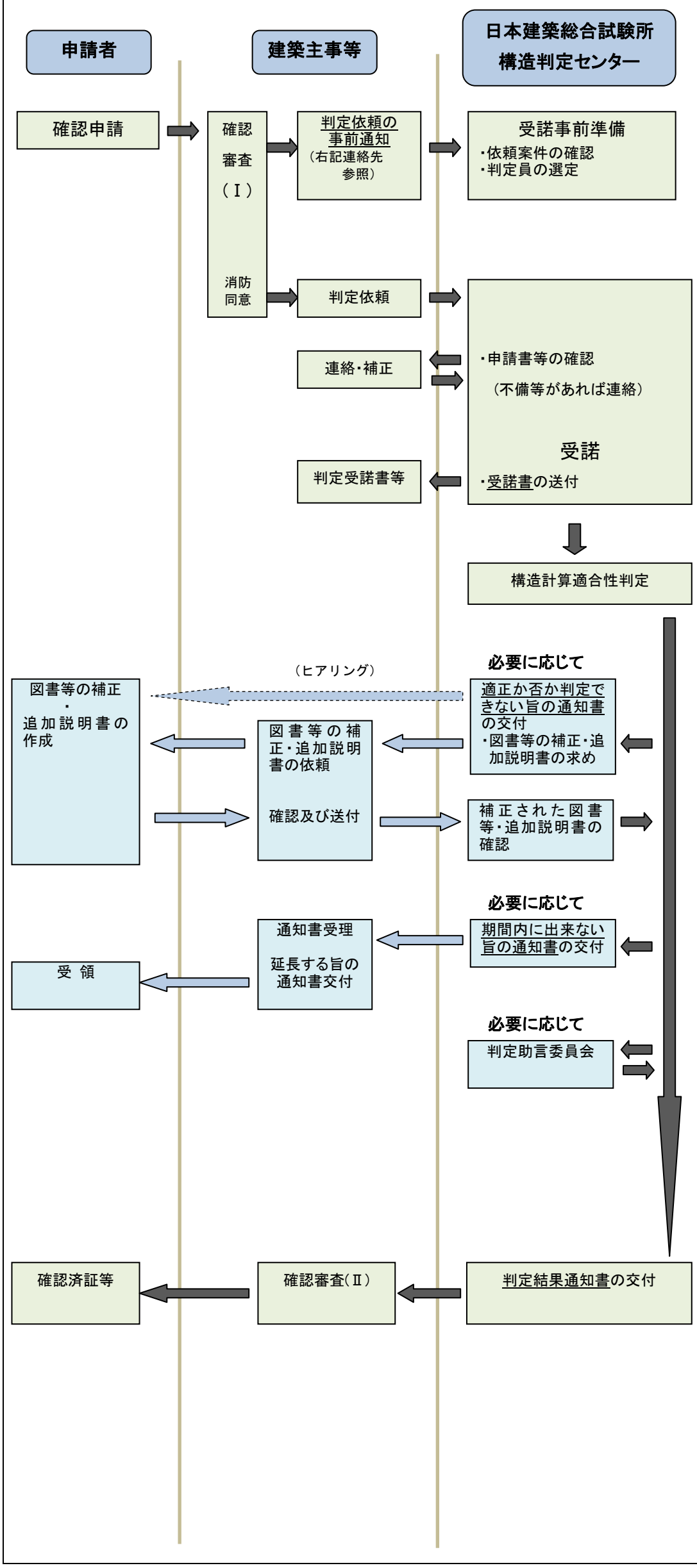	【受諾事前準備】 ■事前通知の受理 ・**メール**（FAX も可）により「構造計算適合性判定依頼事前通知書」（添付資料を含む）を受領します。 （連絡先）**メール**：hantei5@gbrc.or.jp FAX：06-6943-4681 ・原則として判定依頼の 7 日前に通知下さい。 ■担当予定判定員の選定 ・「構造計算適合性判定依頼事前通知書」の情報により、判定員を選定します。 【受諾】 ■申請書等の確認 ・添付図書、判定手数料等を確認します。 ・申請書等に不備等がある場合は、連絡します。 ■受諾書の送付 ・「構造計算適合性判定受諾書」を送付します。 ※受諾書に記載した日付が判定開始日となります。 【審査】 ■審査 ・判定員 2 名にて判定業務を行います。 ▲図書等の補正・追加説明書が必要な場合 ・構造計算が適正に行われているか判定できない場合は、「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書」により建築主事等に通知します。このとき、質疑書等により図書等の補正、追加説明書の提出を求めます。 ※軽微な不備以外の補正はできません。 ・建築主事等から送付された図書等の補正・追加説明書の内容を確認します。 ▲期間内に判定できない場合 ・期間内に判定できない合理的な理由がある場合は、「構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書」を建築主事等に交付します。 ■判定助言委員会の開催 ・極めて高度な工学的判断が必要な場合等、必要に応じて識見者の意見を聴取し、判定します。 ■判定結果通知書の交付 ・「構造計算適合性判定結果通知書」を交付します。	1号様式 「構造計算適合性判定依頼事前通知書」 2号様式 「構造計算適合性判定依頼書」 3号様式 「構造計算適合性判定受諾書」 4号様式 「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書」 6号様式 「構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書」 5号様式 「構造計算適合性判定結果通知書」 ■その他の様式 7号様式 「構造計算適合性判定の求めの取り下げ届」 ※確認申請が取り下げられた場合の様式です。

【お問い合わせ先】
財団法人日本建築総合試験所 構造判定センター 業務課
〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町 2-4-7 大阪 U2 ビル 7 階
TEL：06-6943-4680 FAX：06-6943-4681 E-mail（事前通知専用アドレス）hantei5@gbrc.or.jp